

環境政策部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

環境政策部の所管に属する平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年1月17日から同年3月27日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 予算の執行に関する事務

里山的環境保全活用事業において、市は土地所有者と「里山的環境保全・活用事業にかかわる覚書」を締結しているが、この覚書締結に係る決裁区分は、専決規程によれば、部長決裁と定められている。しかし、当該覚書締結については、課長決裁により行われていたもので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(自然環境共生課)

(2) 支出に関する事務

ア 旅費の支出において、平成31年4月分の旅費（都市緑地保全事業）の算出誤りにより支給超過が生じていたもので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(自然環境共生課)

イ 八幡公園鉄道用地使用料の支出について、賃借期間終了前に1年間の土地借上料を支出しているが、前金払ではなく通常払により支出していたので、今後は、地方自治法に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(公園管理課)

ウ 鳥取県視察出張旅費のうち出張者に対して支出した宿泊料、鉄道賃等の旅費について、支払調書により支出手続を行う必要があるところ、資金前渡領収書により支出手続が行われていたもので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(公園管理課)

(3) 契約に関する事務

ア 中央公園リニューアル事業実施設計業務について、契約金額が300万円を超える業務委託であるため、「業務委託契約書（工事委託）」により契約事務を行う必要があるが、「業務委託請書（工事委託）」により契約事務が行われていたもので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(公園建設課)

イ 予算決算及び会計規則では、工事請負費の支出について支出負担行為として整理する時期は、契約締結のときとされているが、（仮称）追浜公園総合練習場整備工事（継続事業）において、本契約日よりも

前に支出負担行為が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行われたい。

(公園建設課)

(4) 財産管理に関する事務

ア 郵便切手、はがき等の管理において、物品受払簿が作成されておらず、受払いの経過が明らかにされていなかったため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

(公園管理課)

イ 安針台都市緑地において、公園施設設置許可事務が行われていないもの(公園清掃用具庫)があったため、必要な措置を講じ、適正な管理に改められたい。

(公園管理課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

令和元年11月30日時点

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
(仮称) 追浜公園 総合練習場整備工 事(継続事業) (公園建設課)	1,141,817,040円	平成29年10月5日	平成29年10月5日 ～ 令和元年9月30日
不入斗公園陸上 競技場アウトフ ィールド補修工 事 (公園建設課)	24,252,800円	令和元年9月26日	令和元年9月26日 ～ 令和元年12月6日
衣笠公園防球ネ ット設置工事 (公園建設課)	40,026,140円	令和元年10月3日	令和元年10月3日 ～ 令和2年3月6日